



平成 30 年 3 月 29 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)

問 い 合 わ せ 先 :

取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (6 7 5 7) 8 5 7 0

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、本日、近畿財務局に提出しました平成 29 年 12 月期における内部統制報告書において、当社及び当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの財務報告に係る内部統制は有効でないとの判断に基づき、下記のとおり、平成 29 年 12 月期における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社の平成29年11月期の決算の過程において、監査人から同社の連結子会社に対する開示書類作成に必要な数値の集計誤りや各種資料の整備の不備、決算処理における考慮不足等、多くの指摘を受けました。

これは、同社が全社的な内部統制において、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識、経験を有した社内、及び連結子会社の人材が不足していたこと、また、社内の補完も十分に機能できなかったことにより生じたものと認識しております。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

株式会社ネクスグループが当事業年度末までに是正できなかった理由は、前事業年度または当事業年度に新規にグループ化した連結子会社3社及びその子会社に対し、決算業務を適切に遂行すべく内部統制の整備、運用を計画的に進めておりましたが、管理部門内における複数名の退職などの影響により、当初予定していた整備人員の確保及び人材育成が計画どおりの達成に至らず、各種の対応策も十分な実施までには及ばなかったことに起因します。

II. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループといたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌連結会計年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- (1) 決算財務報告プロセスの見直しと運用
- (2) 管理体制改編により、当社及び子会社において適切な人材の配置
- (3) 経理・決算業務に関する基礎及び専門知識の習得や専門知識を有した人材の補充

なお、監査人より指摘を受けた必要な修正は連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

- Ⅲ. 財務諸表の監査報告における監査意見
無限定適正意見であります。

以 上